

議第 99 号

高島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 23 日

高島市長 今 城 克 啓

---

高島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 高島市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成 17 年高島市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 2 条 高島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 177.5」を「100 分の 175」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の高島市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の高島市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。